

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農業政策課	整理番号	7-1
許認可等の種類	農業委員会ネットワーク機構の業務規程及び事業計画の認可			
根拠法令条例等・条項	農業委員会等に関する法律第44条及び第45条			
許認可等の概要	農業委員会ネットワーク機構の業務規程及び事業計画並びに事業計画変更の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第43条、農業委員会等に関する法施行規則(昭和26年農林水産省令第23号)第18条、第19条</p> <p>事業計画</p> <p>①農業委員会相互の連絡調整及び取り組みに関する情報の公表並びに農業委員、推進委員、職員に対する研修等の支援を行うこと</p> <p>②農地に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと</p> <p>③農業経営を営もうとする者に対する農業委員会の紹介を行うこと</p> <p>④法人化の支援や経営の合理化のための支援を行うこと</p> <p>⑤認定農業者等の組織化及び組織運営の支援を行うこと</p> <p>⑥農業に関する調査及び情報提供を行うこと</p> <p>⑦他法令に基づき行う業務であること</p> <p>⑧①から⑦に附帯する業務であること</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に申請実績がない)			
期間の制定根拠	—			